保険事例研究会レポート

第198号　2005. 7

財団法人 生命保険文化センター

目　次

生命保険金と特別受益……1
保険金据置金請求権の帰属に争いがある場合の
債権者不確知供託の可否……8

生命保険金と特別受益

最高裁二小平成16年10月29日決定（平成16年（許）第11号・遺産分割及び寄与分を定める処分審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件）民集58巻7号1979頁（209頁）

原　審　大阪高裁平成16年5月10日決定

原々審　神戸地裁伊丹支部平成15年8月8日審判

[事実の概要]

1.(1) X_1ら(抗告人)およびY(相手方)は、いずれも訴外AとBの間の子である。Aは平成2年1月2日に、Bは同年10月29日に、それぞれ死亡した。Aの法定相続人はB、X_1らとYであり、Bの法定相続人はX_1らとYである。

(2) 本件において遺産分割の対象となる遺産は、Aが所有していた第一審の審判の別紙遺産目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）であり、その平成2年度の固定資産税評価額は合計707万7100円、第一審における鑑定の結果による平成15年2月7日時点の評価額は合計1149万円である。

(3) AとBの本件各土地以外の遺産については、X_1らとYの間において、平成10年11月30日までに遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し（その内容は原決定別表1および2のとおりである。）、これにより、Yは合計1387万8727円、X_1は合計1199万6113円、X_2は合計1221万4998円、X_3は合計1441万7793円に相当する財産をそれぞれ取得した。なお、X_1らとYは、本件各土地の遺産分割の際に上記遺産分割の結果を考慮しないことを合意している。

(4) Yは、AとBのためにa市内の自宅を増築し、AとBを昭和年56月ころからそれぞれ死亡するまでそこに住まわせ、痴呆状態になっていたAの介護をBが行うのを手伝った。その間、X_1らは、いずれもAおよびBと同居していない。

(5) Yは、次の養老保険契約と養老生命共済契約に係る死亡保険金等を受領した。

ア　保険者を訴外C保険相互会社、保険契約者と被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日平成2年3月1日）の死亡保険金500万2465円

イ　保険者を訴外D保険相互会社、保険契約者及び被保険者をB、死亡保険金受取人をYとする養老保険（契約締結日昭和39年10月31日）の死亡保険金73万7824円

ウ　共済者を訴外E農業協同組合、共済契約者をA、被共済者をB、共済金受取人をAとする養老生命共済（契約締結日昭和51年7月5日）の死亡共済金等合計219万4768円（入院共済金13万4000円、死亡共済金206万0768円）

(6)　X_1らは、上記(5)の死亡保険金等が民法903

条１項のいわゆる特別受益に該当すると主張した。

２．原々審は、本件死亡保険金等がＹの特別受益に当たると判断した。ところが、原審は、次のように判示して、前記(5)の死亡保険金等については、同項に規定する遺贈又は生計の資本としての贈与に該当しないとして、死亡保険金等の額を被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に加えることを否定したうえ、本件各土地をＹの単独取得とし、Ｙに対しＸ１ら各自に代償金各287万2500円の支払を命ずる旨の決定をした。

「死亡保険金（共済金）請求権は指定された保険金（共済金）受取人が、被保険者（被共済者）死亡時に、自己の固有の権利として取得するのであって、保険（共済）契約者から承継取得するものではないし、保険（共済）契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者（被共済者）の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金（共済金）請求権が実質的に保険（共済）契約者又は被保険者（被共済者）の財産に属していたものとみることはできない（最高裁判所平成14年11月５日判決・民集56巻８号2069頁参照）。したがって、前記第１の５（1）ないし（3）の保険金（共済金）は、民法903条１項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与に該当するものと解することはできず、原審判の上記判断を是認することはできない。」

[決定要旨]許可抗告棄却。

「被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の１人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年２月２日第三小法廷判決・民集19巻１号１頁参照）。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない（最高裁平成11年（受）第1136号同14年11月５日第一小法廷判決・民集56巻８号2069頁参照）。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は、民法903条１項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

これを本件についてみるに、前記２(5)ア及びイの死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺産分割の対象となった本件各土地の評価額、前記の経緯からうかがわれるＢの遺産の総額、Ｘ１ら及びＹと被相続人らとの関係並びに本件に現れたＸ１ら及びＹの生活実態等に照らすと、上記特段の事情があるとまではいえない。したがって、前記２(5)ア及びイの死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということはできない。」

[研究]

１　本決定は、共同相続人である抗告人らが、他の共同相続人である相手方に対し、相手方が受領した養老保険契約と養老生命共済契約の死亡保険金が民法903条１項の特別受益に当たるとして、遺産分割および寄与分を定める処分審判を申し立てたが、原審が死亡保険金等について持戻しを認めずに遺産分割をしたので許可抗告を申し立てた事案について、本件各保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権またはこれを行使して取得した死亡保険金は、同項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である、として抗告を棄却し

たものである。

また、本決定は、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である、という。その理由として、死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することをあげている。そのうえで、上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである、という。したがって、今後遺産分割において、相続人が保険金受取人となっている死亡保険金は、原則として民法903条の特別受益とはならないが、相続人間に著しい不公平があると評価すべき特段の事情がある場合には、特別受益に準じて持戻しの対象となる。以下では、本決定についてその問題点を検討する。

2　特別受益の制度とは、生前贈与や遺贈を受けた相続人がいる場合、相続人間の公平のために相続分算定の際にこれを考慮する制度である（内田貴・民法Ⅳ親族・相続379頁、谷口知平＝久貴忠彦・新版注釈民法（27）相続（2）209頁〔有地亨〕参照）。生命保険金請求権がこの特別受益として持戻しの対象となるかどうかについては、学説ではこれを肯定するのが多数であるが、従来の下級審裁判例では判断が分かれていた。次のように、従来の下級審の決定では、肯定するものと否定するものに分かれている（前田陽一・ＮＢＬ809号63頁参照）。

(1) 特別受益を否定したもの

特別受益となるかについて明確な判断を示していないが、結論としてこれを否定しているものとして、①新潟家審昭和34・6・3家月11巻8号103頁〔被相続人の養女夫婦→被相続人の妻とその子2人、102万円〕と②福岡家審昭和41・9・29家月19巻4号107頁〔非嫡出子→妻他その3人の子、金額不明〕がある。また、③横浜家相模原支審平成13・10・31家月54巻8号44頁〔妻→兄弟、金額不明〕は、保険金額が社会的相当額の範囲内にある場合には特別受益とする必要はない、と判示している。しかし、社会的相当額の範囲内にあるかどうかの基準は示していない。

(ｱ) 持戻しを否定したもの

④広島高岡山支決昭和48・10・3家月26巻3号43頁〔不明、金額不明〕は、保険金受取人は固有の権利として生命保険金を取得したもので、遺産に含まれないし、保険契約の趣旨から特別受益と見るのは相当ではないとして、原決定を取消して差戻した。

⑤東京高決昭和55・9・10判タ427号159頁〔先妻との長男→先妻との長女と妻、申立人70万円・相手方各229万円〕（原審の東京家審昭和55・2・12家月32巻5号46頁は、保険金受取人の固有の権利であることの他に、文理上民法903条の生前贈与や遺贈に当たらないこと、共同相続人間の衡平に反しないし相続人の意思に沿うものであること、生命保険金請求権が遺贈に類似した側面があるとしても、これを特別受益に当たるとする見解は採用することができないとした）は原審を正当という。

⑥横浜家川崎支審平成7・6・30家月49巻4号56頁〔先妻との長男→妻と長女、300万円から400万円〕は、保険金受取人の固有の権利であり、遺産分割の対象にならないことを理由として、生前贈与や遺贈には該当しないので、特別受益に当たらないと解している。

⑦高松高決平成11・3・5家月51巻8号48頁〔先妻の子→後妻、1072万円〕（原審高知家審平成10・3・27家月51巻8号59頁は理由を述べていないが、持戻しを否定している）は、保険金は相手方が保険金受取人としての地位に基づいて保険会社から受け取ったものであるから、被相続人からの遺贈や贈与に該当しないので、特別受益に当たらず、また保険契約は被相続人死亡後の妻の生活保障を目的としたものであるからその保険金額を併せて考慮すると特別受益に当たらないし、さらには仮に特別受益の要件に該当するとしても、妻の生活保障を目的としたものである以上、被相続人は保険金につき持戻しの免除の意思表示したことが明らかであるとした（解説として、辻朗・判タ1004号92頁、萩原弘子・判タ1036180頁参照）。

(ｲ) 持戻しを肯定したものはない。本決定がいうように、特段の事情があればこれに該当することになるが、従来の審判では特別受益を否定したうえで、特段の事情を考慮したものはなく、本決

定の理論構成はその意味でもきわめて特異である。

(2) 特別受益を肯定したもの（準じて扱う場合を含む）

(ア) 持戻しを否定したもの

⑧大阪家審昭和53・9・26家月36巻6号33頁〔妻→母、500万円〕は、共同相続人の一人が取得した生命保険金等については、遺産分割審判において、原則として民法903条に規定する遺贈に準じ、特別受益と考えるべきであるが、これらを特別受益とすることにより、共同相続人間の実質的公平を損うと認められる特段の事情のある場合には、特別受益性を否定すべきであるとした。生命保険金受取人を配偶者にしている場合にはその配偶者に対する生活保障を企図している場合が多いと推認され、機械的・形式的に特別受益として持戻した場合には被相続人の意思に反することになるという。

⑨徳島家審平成7・3・31家月49巻8号64頁〔次女→妻、長男、長女、1215万円〕は、「遺産に含まれない生命保険金は、原則として、これを特別受益として持ち戻し処理するのが妥当である。しかしながら、生命保険金を特別受益として持ち戻す処理をするのは、遺産分割における公平の観点からであるところ、例えば、被相続人の子である相続人の一部が生命保険金を受領している場合は、相続に関し同一順位にある他の子である相続人との公平の観点から、これを持ち戻させるのが相当であるが、相手方は被相続人の妻であり事情を異にする。しかも、受領した保険金額は前記のとおり1215万円余に過ぎず、本件遺産総額に照らせば、これを持ち戻させなくとも著しく公平を欠くとは言いがたい。また、被相続人が、妻を受取人として生命保険契約を締結していたのは、それまでの妻としての働きに報いる趣旨であると推認するのが相当である。以上の事情を考慮して、本件においては、前記生命保険金については、被相続人の持ち戻し免除の意思を推認して、これを持ち戻させないこととする。」と判示した。

⑩神戸家審平成11・4・30家月51巻10号135頁は〔先妻との子→後妻とその実子、330万円〕は、「保険金請求権は、そもそも保険契約に基づき保険金受取人の固有財産として発生した財産権であるから民法903条の特別受益とは性質を異にするものであるが、共同相続人間の実質的公平という観点から原則として同条の特別受益に準じて扱うべきものであると解される。ところが、本件では相手方が受領した保険金額は330万円余りであり、加えて同人は被相続人の配偶者として被相続人の死後自己の責任において葬儀等を執り行う立場にあるものであることを考慮すると、この程度の金額は被相続人の死後葬儀費用や当面のその他の諸雑費にあてるため相手方に取得させたと見ることがかえって公平に適するものと解される。」とした。

(イ) 持戻しを肯定したもの

⑪新潟家審昭和36・12・21家月14巻10号132頁〔妻→実子3人、6万5000円、保険金額説〕は、とくに理由を示していないが、計算上結論として持戻しを肯定している。

⑫大阪家審昭和51・11・25家月29巻6号27頁〔母→妻、997万円、保険金額修正説〕は、保険金は相手方の固有財産に属するものと考えるが、相続人間の公平という見地から特別受益とみなして分割の際に考慮すべきであるとした。

⑬福島家審昭和55・9・16家月33巻1号78頁〔先妻との子→後妻とその子、2236万円、保険金額説〕は、生命保険金は被相続人の遺産を構成するものではなく、その取得者によって原始取得されたものといえるが、その発生には被相続人の生存中その財産からのなんらかの出捐（保険掛金の支払）があるので、その財産権の取得はその取得者における被相続人からの特別受益とみることができるとした。

⑭宇都宮家栃木支審平成2・12・25家月43巻8号64頁〔妻→子2人、9844万円、保険金額修正説〕は、各相続人の取得した生命保険金の額に著しい差があるがその合理的理由が明らかでなく、保険金受取人の指定およびその受取人の金額にことさら配慮していたかも疑問であること、残された相続人の相続税に対する対策の趣旨で生命保険に加入した可能性も否定できないことを考えると、相続人の実質的公平という見地から、特別受益に準じて相続算定に当たり考慮するのが相当であるとした。

⑮長野家審平成4・11・6家月46巻1号128頁〔母→妻、588万円、保険金額説〕は、保険金請求権は被相続人の死亡によって具体的な権利として発生するものであること、被相続人はその生存中保険掛金など何らかの出捐をしていること、相続人間の実質的な衡平を図るという特別受益制度の趣旨をも考慮すると、これは特別受益に該当するものと解するのが相当であるとした。

以上の下級審決定では、特別受益を否定したもののなかでは、保険金受取人の権利が固有の権利であることや、文理上生前贈与や遺贈に当たらな

いことを理由としている。これに対して、特別受益を肯定するものでは、保険金受取人の固有権を否定するものはないが、相続人間の公平を理由としていることは明らかである。

3　学説では、保険契約者と保険金受取人との実質関係から、保険金請求権の取得は保険料と対価関係に立つものであり、死亡保険金請求権は特別受益であるとする肯定説が多数である。この肯定説のなかでも、①保険金受取人の指定を生前贈与とする見解（山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」現代の生命・傷害保険法78頁、高木多喜男「相続の平等と持戻制度」現代社会と民法学の動向下447頁、竹濵修「保険金受取人の死亡と相続」金商1135号83頁参照）、②保険金受取人の指定を遺贈ないし死因贈与に準ずる財産の移転である無償処分とみる見解（大森忠夫「保険金受取人の法的地位」生命保険契約法の諸問題59頁、遠藤浩「相続財産の範囲」家族法大系Ⅵ相続（1）179頁、戸田修三・生命保険判例百選（増補版）35頁、藤田友敬「保険金受取人の法的地位」法学協会雑誌109巻6号1062頁参照）がある。

これに対して、特別受益を否定する見解として、死亡保険金などはそれぞれ特別の制度目的から存在するものであるから、直ちに遺贈に準ずるものとして扱うのは問題があり、民法906条の一切の事情の一要素として保険金受取人と相続人の密接な関係から、実質的な衡平から特別受益に当たらない（西理「遺産分割の理論の再構成（試論）」家裁月報41巻10号90頁）、被相続人が数人の相続人のうちある特定の相続人を受取人にしていることの意思重視をさらに強調して、原則として特別受益性を否定すべきである（千藤洋三「生命保険の特別受益性が否定された事例2件」民商122巻6号141頁。なお、同「生命保険請求権の民法903条の特別受益性について」関西大学法学論集42巻3・4号323頁参照）というものがある。否定する見解は、被相続人である保険契約者が、相続人のなかの一人を保険金受取人としたことを重視するようである。

4　本決定は、本件死亡保険金請求権が民法903条の特別受益には当たらない理由として、2つの最高裁判決を引用して、次の二点をあげている。すなわち、①被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の一人または一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者または被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきであること（最判昭和40・2・2民集19巻1号1頁）。また、②死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者または被保険者の財産に属していたものとみることはできないこと（最判平成14・11・5民集56巻8号2069頁）。しかし、①の理由については、特別受益を肯定する学説もこれを認めているのであるから、特別受益を否定する理由にはなり得ない。また、②については、後述するように、本決定も実質的に死亡保険金と保険料の対価関係を認めるのであるから、説得力のある理由付けとはいえない。

本決定は、死亡保険金請求権が民法903条1項に規定する遺贈または贈与に係る財産には当たらないと解するのであるが、死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である、という。原則として、死亡保険金請求権は特別受益には当たらないが、特段の事情がある場合には特別受益に準じて持戻しの対象になるというのであるが、原則と例外の関係が明確ではない場合があり得るのではないかという疑問がある。すなわち、そこでは特段の事情の有無について、すでに実質的な判断をしてしまっているので、原則と例外といってもあまり意味がないのではないか。また、そもそも民法903条の趣旨が相続人間の公平にあると解するのならば、保険金請求権を取得したうえで、さらにそれを考慮して著しい不公正が生ずる場合とは、いったいどのような場合があるであろうか。極めて例外的な場合にのみ、特段の事情が認められないようにならざるを得ないのではないか（山下典孝・ＮＢＬ798号15頁参照）。さらに、前述の②で保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではない、といいながら、特段の事情がある場合に持

戻しとなる根拠としてそれを理由にするのは一貫性がないといわざるを得ない。だからこそ、民法903条の類推適用というのであろうが、類推適用の根拠が明確ではないという批判は免れない。

5　本決定は、この特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである、という。これらの諸般の事情を総合的に判断するというのであるが、この点については、総花的に諸事情を考慮するのではなく、保険金の額と遺産の総額との比率を基本として、これに諸事情を併せて考慮することになるという見解がある（土谷裕子・ジュリスト1290号119頁参照）。本決定も、「保険金額、この額の遺産の総額に対する比率のほか」といっていることからも、この要素を重視しているのは明らかである。しかし、本件事案についていえば、本決定では明確に言及されてはいないが、YがAやBのために自宅を増築して同居したうえでBのAに対する介護を援助していたことが、特段の事情の有無に影響しているのではないであろうか。ただ、このことは、従来の審判例と同じように、Aの相続財産との関係において特別受益が問題となるのならばともかく、本件ではBの相続財産との関係でBがYのためにしていた生命保険の特別受益が問題となっているのに過ぎないことに注意しなければならない。

特段の事情があるとして特別受益を認める場合、その額の算定についても、保険料説、保険金額説、解約価格説、保険金修正説というように見解が分かれている（千藤・前掲関法339頁参照）。保険金の額を基本として考えるのが本決定の趣旨になじむという見解があり（土谷・前掲119頁参照）、特段の事情の判断要素として保険金の額をあげていることから、本決定は、従来の決定に見られる保険金額説か保険金修正説によるものと思われる（前田・前掲67頁参照）。

なお、民法903条が定めるように、被相続人が保険金請求権を相続財産とは別に特定の相続人に与える趣旨で保険金受取人に指定することがあり、このときにはその意思を尊重すべきであって、この意思は黙示でもよいから、相続人間の多様な諸事情を考慮してこの意思を認定すべきであるとして、持戻しの免除とする可能性を指摘する見解がある（竹濵・前掲83頁、高木・前掲448頁参照）。通常の場合には、相続人である保険契約者が相続人のなかから特定の者を指定したときには、持戻しの免除と解することができるであろう。そうでないならば、保険金受取人の指定を「相続人」とすればよいからである。しかし、持戻免除の意思表示が意識的になされることは稀であり、それにもかかわらず免除の意思表示を認めるのはいささか過剰な意思の擬制であるから、特別受益の持戻しという制度の公平の観点から、相続財産ではない財産を相続財産として取り扱うという例外的制度であるならば、特別受益として扱うかどうかは個別の事情における公平性を確保するために必要かどうかにより決定すべきであり、その基準はケースバイケースで判断されるという見解がある（山下・前掲94頁参照）。

理論的には、学説の多数説がいうように、保険金の特別受益を認めたうえで、民法903条3項の意思解釈として特段の事情の有無を判断するのが妥当である。しかし、本決定はそのような理論構成を採用しないことを明言した。今後残された問題としては、共同相続人間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らして到底是認することができない特段の事情があれば、民法903条の具体的な相続分算定の場合において類推適用がなされるだけではなく、民法1044条により民法903条が準用される場面でも類推適用がなされ、遺留分の算定・減殺の対象とする可能性があることである（前田・前掲66頁、千藤洋三・平成16年度重要判例解説（ジュリ1291号89頁参照）。

（山下友信教授コメント）

生命保険金が特別受益として共同相続人間での持戻しの対象となるかどうかについては、学説・裁判例とも諸説対立してきたところであるが、本判決により、従来の学説・裁判例いずれとも違う内容で一応の決着がつけられた。第2次大戦後の学説や裁判例においては当初は特別受益に当たるとする見解が優勢であったが、近時になるにつれ特別受益としての持戻しを認めない方向の見解が優勢となりつつあったところであり、本判決もそのような流れを反映しているものということができるであろう。本判決に先立ち、最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁は、被相続人である保険契約者による生命保険金受取人の指定を変更する行為は民法1031条の贈与ないし遺贈には当たらず、法定相続人から変更後の保険金受取人に対する遺留分減殺請求はできないとしており、その射

程が特別受益の持戻しに及ぶかどうかは明確ではなかったが、生命保険金を相続における利害調整の対象としない方向感は感じられたところであり、本判決はその方向をまさに明確にしたものである。本判決が理由としてあげるところも、前掲平成14年最判と同じである。ただし、本判決は、共同相続人間の不公平が著しいと評価される特段の事情がある場合には、民法903条の類推適用による持戻しが認められるという例外の余地を明確に認めている。この例外が認められる場合の基準が本判決では必ずしも一義的ではないが、持戻しという利害調整が共同相続人間の具体的な事情に即して判断せざるをえないものであるということに鑑みれば、あまり一義的な基準は逆に利害調整を硬直的なものにするおそれがあり適当ではないであろう。

本判決が持戻しを原則的に否定する理由としてあげる、保険金受取人は固有の権利として保険金を取得するということ、および保険金は保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではないということは、いずれも必ずしも説得的な理由とはいえないと考える。むしろ、保険金受取人の指定をした保険契約者＝被相続人の意思を尊重し持戻しを原則的に否定するほうが今日の共同相続人間の利害調整のあり方の実態に即したものとなるという実質判断のほうが重要ではないかと思われる。

（東京：平成17年6月7日）
報告：上智大学　教授　甘利　公人 氏
座長：東京大学　教授　山下　友信 氏